３　試験
３．１　原液の試験
３．１．１　５′キャップ試験
検体を適当な方法により処理したものを試料とする．試料について，液体クロマトグラフィーにより試験を行う．試料中の５′キャップの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．１．２　ポリＡ鎖試験
検体を適当な方法により処理したものを試料とする．試料について，液体クロマトグラフィーによりポリＡ鎖の量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．１．３　ＲＮＡ完全性試験
３．２．１を準用する．
３．１．４　ＲＮＡ含量試験
検体を適当な方法により処理し，吸光度を測定し，検体中のＲＮＡ含量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２　小分製品の試験
３．２．１　ＲＮＡ完全性試験
検体を適当な試薬と混合した後，承認された条件で前処理を行い，試料とする．試料につき，液体クロマトグラフィーにより試験を行い，完全長のＲＮＡの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．２　封入ＲＮＡ試験
検体を適当な方法により処理し，吸光度を測定し，遊離ＲＮＡ含量を求める．遊離ＲＮＡ含量と総ＲＮＡ含量から封入ＲＮＡの割合を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．３　エンドトキシン試験
一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．４　無菌試験
一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき，適合しなければならない．
３．２．５　ＲＮＡ含量試験
検体に適当な界面活性剤を加え，試料とする．試料につき，液体クロマトグラフィーにより試験を行い，試料の総ＲＮＡ含量を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．６　脂質ナノ粒子径及び粒子の多分散性試験
検体を適当な緩衝液で希釈し，試料とする．試料を動的光散乱法にて測定し，脂質ナノ粒子径及びその多分散性を求めるとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．７　脂質含量試験
検体を適当な有機溶媒で希釈し，試料とする．試料を液体クロマトグラフィーで分離し，脂質成分を測定するとき，各脂質成分の含有量は，それぞれ承認された判定基準に適合しなければならない．
３．２．８　表示確認試験
適当な方法で，検体にＲＳウイルスのＦタンパク質をコードするＲＮＡが含まれることを確認する．
（略）

（略）